

第9回有識者会議における ご意見に対する関東地方整備局の考え方

令和元年11月1日

国土交通省 関東地方整備局

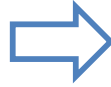
番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-1 原案		本資料 ページ
			ページ	行	
1	・「堤防の維持管理」、「生態系の保全」、「環境教育」は一貫した記載表現としてほしい。	・ご意見を踏まえて、「堤防の維持管理」、「生態系の保全」、「環境教育」については、原案「5.2. 河川の維持の目標、種類及び施行の場所」に、各分野の取り組みが一体となって効果が発揮されることを念頭に河川の維持管理を実施する旨を記載しました。	27	1	
2	・「自然環境の保全と再生」において、「魚類の遡上・降下環境の改善に向けた検討」と記載すべき	・ご意見を踏まえて、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に、魚類の遡上・降下環境の改善に向けた検討を行う旨を記載しました。	26	13	
3	・第9回有識者会議における「参考資料-2」補足資料の水利用状況について、許可水利権と慣行水利権を分けて記載すべき	・許可水利権と慣行水利権の内訳を公表することは、関係者への影響があるため、第9回有識者会議における「参考資料-2」補足資料のとおりとします。	—	—	
4	・第9回有識者会議における「参考資料-2」補足資料の鬼怒川から小貝川への排水について正確に記載すべき	・補足にて説明します。 ・ご意見を踏まえて、小貝川は、鬼怒川左岸から取水された農業用水が使用され落水として、支川や複数の用水路を通じて小貝川に流れ込み、上流から下流に至まで農業用水として繰り返し利用される旨を記載しました。	—	—	P.4

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-1 原案		本資料 ページ
			ページ	行	
5	・第9回有識者会議における「参考資料-2」補足資料の小貝川の利水用水の確保状況について詳細に記載すべき	・補足にて説明します。 ・ご意見を踏まえて、小貝川は、鬼怒川左岸から取水された農業用水が使用され落水として、支川や複数の用水路を通じて小貝川に流れ込み、上流から下流に至まで農業用水として繰り返し利用されること、及び下流では霞ヶ浦用水で注水された水が工業用水として利用されている旨を記載しました。	—	—	P.4
6	・「洪水氾濫に備えた社会全体での対応」において、「個人情報の活用の重要性」という観点の記載をしてほしい。	・ご意見を踏まえて、個人情報の重要性については、原案「5.2.1洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に、地域の情報を共有・活用することで確実な避難がなされるよう、関係自治体との連携を密にする旨を記載しました。	34	22	

【第9回有識者会議でのご意見】

【補足資料の概要】

① ・鬼怒川から小貝川への排水について正確に記載すべき。



以下の内容を記載した資料を整理しました。【p4】

- ・小貝川は、鬼怒川左岸から取水された農業用水が使用され落水として、支川や複数の用水路を通じて小貝川に流れ込み、上流から下流に至まで農業用水として繰り返し利用される。
- ・下流では霞ヶ浦用水で注水された水が工業用水として利用されている。

② ・小貝川の利水用水の確保状況について詳細に記載すべき。



小貝川の水利用

小貝川は、鬼怒川左岸から取水された農業用水が使用され落水として、支川や複数の用水路を通じて小貝川に流れ込み、上流から下流に至まで農業用水として繰り返し利用される。他、下流では霞ヶ浦用水で注水された水が工業用水として利用されている。

